

児童福祉施設
(指定児童発達支援センター・指定医療型児童発達支援
指定福祉型障害児入所施設・指定医療型障害児入所施設)

報酬算定に係る自己点検表

施設 の 名 称	
事業所 番 号	
実地指導実施年月日	
記 入 者	職・氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

指定児童発達支援センター

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
児童指導員及び保育士	サービス提供時間を通じて保育士・児童指導員・障害福祉サービス提供者が2名以上					雇用契約書、出勤簿、勤務形態一覧表、給与台帳、資格書類
	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
管理者	常勤専従（管理業務に支障がない場合は兼務可）				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
利用定員	（ ）人					
児童発達支援管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	児童発達支援管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					
	※みなし児童発達支援管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制であるか					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
基本報酬（児童発達支援）	未就学児の割合が70/100以上					
	未就学児の割合が70/100未満					
基本報酬（放課後等デイサービス）	指標該当児が50%以上					
	指標該当児が50%未満					
定員超過利用減算	過去3か月の利用平均障害児が定員の125%（定員が11名以下の場合には定員を加えた数）を超過しているか 1日あたりの利用障害児数が定員の150%を超えているか					
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
自己評価結果等未公表減算	事業所の自己評価結果について、公表を適切に行っていない場合に減算を行っているか				平成31年度から適用	アンケート結果集計
開所時間減算（放課後等デイサービスの場合、学校休業日のみ）	開所時間4時間未満の日に減算を行っているか					
	開所時間4時間以上6時間未満の日に減算を行っているか					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
人工内耳装用児支援加算	人工内耳を装用している障害児に対して、支援を行っているか				主として難聴児を通わせる児童発達支援センターのみ	
【～R3.3.31】 児童指導員等加配加算（Ⅰ） 【R3.4.1～（Ⅰ）のみ】	理学療法士等が常勤換算で1以上余分に配置されているか					加算届 職員配置
	児童指導員が常勤換算で1以上余分に配置されているか					
	その他従業員が常勤換算で1以上余分に配置されているか					
児童指導員等加配加算（Ⅱ） 【～R3.3.31】	理学療法士等が、（Ⅰ）の配置に加えてさらに常勤換算で1以上余分に配置されているか				【R3.3.31】（Ⅱ）については廃止	加算届 職員配置
	児童指導員が、（Ⅰ）の配置に加えてさらに常勤換算で1以上余分に配置されているか					
	その他従業員が、（Ⅰ）の配置に加えてさらに常勤換算で1以上余分に配置されているか					
専門支援加算	専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員等）を1名以上加配（常勤換算）して支援を行っているか。					
看護職員加配加算（Ⅰ） 【～R3.3.31】	最低基準に加え、看護師を1名以上余分に配置しているか 医療的ケアに関するスコアで8点以上の児童を規定数受け入れしているか				主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所については令和3年3月31日を以て本加算廃止	加算届 職員配置
看護職員加配加算（Ⅱ） 【～R3.3.31】	最低基準に加え、看護師を2名以上余分に配置しているか 医療的ケアに関するスコアで8点以上の児童を規定数受け入れしているか				主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所については令和3年3月31日を以て本加算廃止	

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
看護職員加配加算（Ⅲ） 【～R3.3.31】	最低基準に加え、看護師を3名以上余分に配置しているか 医療的ケアに関するスコアで8点以上の児童を規定数受け入れしているか				主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所については令和3年3月31日を以て本加算廃止	
看護職員加配加算（Ⅰ） 【R3.4.1～】	医療ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。【看護職員1人分の加算】				主として重症心身障害児を通わせる事業所のみ	
看護職員加配加算（Ⅱ） 【R3.4.1～】	医療ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。【看護職員2人分の加算】				主として重症心身障害児を通わせる事業所のみ	
共生サービス体制強化加算	児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置しているか					加算届 職員配置
	児童発達支援管理責任者を配置しているか					
	保育士又は児童指導員を配置しているか					
家庭連携加算	1時間未満の場合				【～R3.3.31】月2回を限度 【R3.4.1～】月4回を限度	個別支援計画 相談支援記録
	1時間以上の場合					
事業所内相談支援加算【～	事業所内で保護者等と相談支援を行っているか					個別支援計画 相談支援記録
事業所内相談支援加算（Ⅰ） 【R3.4.1～】	事業所内で保護者等と相談支援を行っているか（個別）				（Ⅰ）、（Ⅱ）それぞれ月1回を限度	個別支援計画 相談支援記録
事業所内相談支援加算（Ⅱ） 【R3.4.1～】	事業所内で保護者等と相談支援を行っているか（グループ）					個別支援計画 相談支援記録
訪問支援特別加算	1時間未満の場合				【R3.4.1～】家庭連携加算に統合	個別支援計画 相談支援記録
	1時間以上の場合					
食事提供加算	支給が認められている保護者の利用児童に対し、施設内で調理した食事の提供を行っているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、加算算定をしているか					上限管理額結果表
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか					加算届 従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか					加算届 従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか					加算届 職員配置
	常勤職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか					
栄養士配置加算（Ⅰ）	常勤の管理栄養士又は栄養士を配置しているか					加算届 職員配置
栄養士配置加算（Ⅱ）	非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置しているか					
欠席時対応加算	欠席時の対応記録が適切に残されているか					欠席時相談記録
医療連携体制加算（Ⅰ）	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、障害児1名に対して支援を行っているか。					業務委託契約 看護師訪問記録
医療連携体制加算（Ⅱ）	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、障害児2名以上に対して支援を行っているか。					業務委託契約 看護師訪問記録
医療連携体制加算（Ⅲ）	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、従業員に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか。					業務委託契約 従業員指導記録
医療連携体制加算（Ⅳ）	喀痰吸引等が必要なものに対して、医療機関等の連携により、喀痰吸引等を行っているか					業務委託契約 喀痰吸引実施記録
医療連携体制加算（Ⅴ）	医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、障害児1名に対して、4時間以上の支援を行っているか。					業務委託契約 看護師訪問記録
医療連携体制加算（Ⅵ）	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、障害児2名以上に対して4時間以上の支援を行っているか。					業務委託契約 看護師訪問記録

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
強度行動障害児支援加算	所定の研修を受講した職員が配置された事業所で、強度高度障害を有する利用児童に対して支援を行っているか					
個別サポート加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	一定の要件に該当する障害児を受け入れた際に算定しているか。					加算届 資格書類
個別サポート加算（Ⅱ）【R3.4.1～】	公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携により、児童を受入れて支援した際に算定しているか。					加算届 資格書類
特別支援加算	理学療法士、作業療法士等を配置し、計画に基づいて支援を行っているか					
送迎加算（Ⅰ）	利用児童（重症心身障害児）に対して、送迎を行っているか					
送迎加算（Ⅱ）	重症心身障害児に対して、送迎を行っているか					
延長支援加算	サービス提供時間が8時間以上であって、その前後の時間に利用児童に対して支援を行っているか					
関係機関連携加算（Ⅰ）	障害児が通う学校等と個別支援計画作成に関する会議等を行っているか 日々、連携に努めているか					
関係機関連携加算（Ⅱ）	障害児が就学予定の学校若しくは就職予定の企業等との連携を図り、相談援助を行っているか					
保育・教育等移行支援加算	退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行っているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

指定医療型児童発達支援

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数					
児童指導員	1名以上					雇用契約書、出勤簿、勤務形態一覧表、給与台帳、資格書類
保育士	1名以上					
看護師	1名以上					
理学療法士又は作業療法士	1名以上					
管理者	常勤専従（管理業務に支障がない場合は兼務可）				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
利用定員	（ ）人					
児童発達支援管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	児童発達支援管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					
	※みなし児童発達支援管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制である					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
基本報酬区分	医療型児童発達支援センターとして報酬を算定しているか					
	指定発達支援医療機関として報酬を算定しているか					
定員超過利用減算	過去3か月の利用平均障害児が定員の125%（定員が11名以下の場合には定員を加えた数）を超過しているか 1日あたりの利用障害児数が定員の150%を超えているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					
自己評価結果等未公表減算	事業所の自己評価結果について、公表を適切に行っていない場合に減算を行っているか				平成31年度から適用	
開所時間減算	開所時間4時間未満の日に減算を行っているか					
	開所時間4時間以上6時間未満の日に減算を行っているか					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
家庭連携加算	1時間未満の場合					相談支援記録
	1時間以上の場合					
事業所内相談支援加算【～R3.3.31】	事業所内で保護者等と相談支援を行っているか					個別支援計画 相談支援記録
事業所内相談支援加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	事業所内で保護者等と相談支援を行っているか（個別）				（Ⅰ）、（Ⅱ）それぞれ月1回を限度	個別支援計画 相談支援記録
事業所内相談支援加算（Ⅱ）【R3.4.1～】	事業所内で保護者等と相談支援を行っているか（グループ）					個別支援計画 相談支援記録
訪問支援特別加算	1時間未満の場合					相談支援記録
	1時間以上の場合					
食事提供加算	支給が認められている保護者の利用児童に対し、施設内で調理した食事の提供を行っているか					
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、加算算定をしているか					
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか					従業員資格書類

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか					従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか					
	常勤職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか					
欠席時対応加算	欠席時の対応記録が適切に残されているか					
特別支援加算	理学療法士、作業療法士等を配置し、計画に基づいて支援を行っているか					
個別サポート加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	一定の要件に該当する障害児を受け入れた際に算定しているか。					加算届資格書類
個別サポート加算（Ⅱ）【R3.4.1～】	公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携により、児童を受入れて支援した際に算定しているか。					加算届資格書類
送迎加算	利用児童（重症心身障害児のみ）に対して、送迎を行っているか					
保育職員加配加算	児童指導員または保育士を加配で配置しているか					
延長支援加算	サービス提供時間が8時間以上であって、その前後の時間に利用児童に対して支援を行っているか					
関係機関連携加算（Ⅰ）	障害児が通う学校等と個別支援計画作成に関する会議等を行っているか 日々、連携に努めているか					
関係機関連携加算（Ⅱ）	障害児が就学予定の小学校との連携を図り、相談援助を行っているか					
保育・教育等移行支援加算	退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行っているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
指導員加配加算（児童指導員等）	最低基準人員に加えて指導員等を1名以上配置しているか 児童指導員等が常勤換算で2名以上配置されているか				※平成30年3月まで	
指導員加配加算（指導員等）	最低基準人員に加えて指導員等を1名以上配置しているか				※平成30年3月まで	

指定福祉型障害児入所施設

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
施設で受け入れる児童種別	知的障害児向け					
	自閉症児向け					
	盲児向け					
	ろうあ児向け					
	肢体不自由児向け					
利用定員	() 人					
前年度の利用者数平均	() 人 内訳：措置入所者 人 契約入所者 人					
児童指導員及び保育士【～R3.3.31】	(知的障害児入所施設) おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上 (盲児又はろうあ児入所施設) おおむね障害児である乳児又は幼児を4で除して得た数以上及び障害児である少年の数を5で除して得た数以上 (肢体不自由児入所施設) おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上 児童指導員・保育士は各1人以上配置しているか				知的障害児入所施設において、30人以下の施設にあつては当該数に1を加えた数以上 盲児又はろうあ児入所施設において、35人以下の施設にあつては当該数に1を加えた数以上	雇用契約書、出勤簿、勤務形態一覧表、給与台帳、資格書類
児童指導員及び保育士【R3.4.1～】	(知的障害児入所施設) おおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (盲児又はろうあ児入所施設) おおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (肢体不自由児入所施設) おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上 児童指導員・保育士は各1人以上配置しているか				知的障害児入所施設において、30人以下の施設にあつては当該数に1を加えた数以上 盲児又はろうあ児入所施設において、35人以下の施設にあつては当該数に1を加えた数以上	雇用契約書、出勤簿、勤務形態一覧表、給与台帳、資格書類
医師	1人以上配置しているか				主として自閉症児を入所させる施設に配置 それ以外の種別の施設は嘱託医で可	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
看護職員	（自閉症児入所施設） おおむね障害児の数を20で除した数以上 （肢体不自由児入所施設） 1人以上					
栄養士	1人以上配置しているか				障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる	
調理員	1人以上配置しているか				調理業務を全て委託する場合は置かないことができる	
心理指導担当職員	心理指導を行う場合、担当職員を配置しているか				障害児5人以上に心理担当を行う場合に配置	
職業指導員	職業指導員を配置しているか				職業指導を行う場合に配置	
管理者	管理業務に支障がない場合は兼務可				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
児童発達支援管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	児童発達支援管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					資格書類
	※みなし児童発達支援管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制である					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
定員超過利用減算	1日あたりの利用障害児数が、定員50人以下の場合は定員の110%を、定員が51人以上の場合は定員から50を差し引いた員数の105%に55を加えた数を超過しているか 過去3か月間の平均利用障害児数が定員の105%を超えているか					
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
職業指導員加算	職業指導員を1名以上専任で配置しているか				肢体不自由児は算定不可	
重度障害児支援加算	施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た施設において、厚生労働省告示に該当する障害児に対し、支援を行った場合に、加算を算定しているか				強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は加算しない （【R3.4.1～】 小規模グループケア加算を算定している場合は、①重度障害児専用棟の設置②重度障害児入所棟の定員を概ね20人の基準は満たさなくても算定できるものとする。）	
	上記加算を算定している場合、強度行動障害支援者養成研修を受講した職員を配置する等、体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た施設において、行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合に加算しているか					
重度重複障害児加算	重複障害児に該当する障害児に対し、支援を行った場合に、加算しているか				強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は加算しない	従業員資格書類
強度行動障害児特別支援加算	厚生労働省告示に定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た施設において、基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、支援を行った場合に、加算しているか。 さらに加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について加算しているか				知的障害児、自閉症児を入所させる施設に限る	
幼児加算【～R3.3.31】	幼児である障害児（盲児又はろうあ児に限る。）に対して、支援を行った場合に、加算しているか				盲児又はろうあ児に限る	
乳幼児加算【R3.4.1～】	乳幼児である障害児に対して、支援を行った場合に、加算しているか					
心理担当職員配置加算	厚生労働省告示に定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た施設において、支援を行った場合に、加算しているか				強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は加算しない	
児童指導員等加配加算	理学療法士等が常勤換算で1以上余分に配置されているか					加算届職員配置
	児童指導員が常勤換算で1以上余分に配置されているか					
看護職員配置加算（I）	最低基準に加え、看護師を1名以上余分に配置しているか				自閉症児又は肢体不自由を入所させる施設は除く	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
看護職員配置加算（Ⅱ）	最低基準に加え、看護師を2名以上（自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設は1名以上）余分に配置しているか 【～R3.3.31】 医療的ケアに関するスコアで8点以上の児童を規定数受け入れしているか 【R3.4.1～】医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上となっているか。					
入院・外泊時加算	利用者が9日間以内の入院や外泊を行った場合に、加算を算定しているか					
	利用者が9日を超える入院をした場合は、90日までの部分について原則に1週間に1回以上の利用者の入院する病院等へ訪問を行っているか					
自活訓練加算（Ⅰ）	個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、厚生労働省告示に定める施設基準に適合するものとして県に届け出た施設において、基自活に必要な訓練を行った場合に、当該障害児1人につき、加算をしているか。					
自活訓練加算（Ⅱ）	自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、加算をしているか					
自活訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通	【～R3.3.31】 同一の障害児について、同一の給付決定期間中に6月間（180日）に1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあつては2回）を限度として算定しているか。 【R3.4.1～】 同一の給付決定期間中に12月間（360日）の範囲内で実施期間を設定し、算定しているか。					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
入院時支援特別加算	利用者が長期で入院した際、利用者の入院する病院等へ個別支援計画に基づき定期的に訪問を行っているか				1月に1回のみ算定	
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤直接処遇職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか					加算届 従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤直接処遇職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか					加算届 従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか					加算届 職員配置
	常勤直接処遇職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか					
地域移行加算	障害児の退所に先立って、児童に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該児童が退所後生活をする居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に対して退所後の障害児の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回、退所後1回を限度として加算しているか				退所後の加算算定は30日以内 退所後の他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない	
栄養士配置加算（Ⅰ）	常勤の管理栄養士又は栄養士を配置しているか					加算届 職員配置
栄養士配置加算（Ⅱ）	非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置しているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を配置しているか 栄養ケア計画を作成しているか 定期的に栄養スクリーニングを行っているか 計画の見直しを行っているか					
小規模グループケア加算	厚生労働省告示に定める施設基準に適合するものとして県に届け出た施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると認められた障害児に対し、支援を行った場合に、当該障害児1人につき加算をしているか。					
ソーシャルワーカー配置加算【R3.4.1～】	地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー（①社会福祉士②障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に5年以上従事した経験を有する者）を専任で配置し、支援を行っているか。					
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

指定医療型障害児入所施設

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
病院従業者	医療法に規程されている、病院として必要な配置はされているか					
利用定員	() 人					
前年度の利用者数平均	() 人 内訳：措置入所者 人 契約入所者 人 うち有期有目的契約者 人					
児童指導員及び保育士	(自閉症児入所施設) おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 (肢体不自由児入所施設) おおむね障害児である乳幼児を10で除して得た数以上 及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 児童指導員・保育士は各1人以上配置しているか					雇用契約書、出勤簿、勤務形態一覧表、給与台帳、資格書類
心理指導担当職員	心理指導を行う場合、担当職員を配置しているか				主として重症心身障害児を入所させる施設に限る	
理学療法士又は作業療法士	1人以上配置しているか				主として肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる施設に限る	
職業指導員	職業指導員を配置しているか				職業指導を行う場合に配置 主として肢体不自由児を入所させる施設に限る	
管理者	管理業務に支障がない場合は兼務可				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
児童発達支援管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	児童発達支援管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					資格書類
	※みなし児童発達支援管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制である					みなし配置を認める障害福祉課からの書類

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
定員超過利用減算	1日あたりの利用障害児数が、定員50人以下の場合は定員の110%を、定員が51人以上の場合は定員から50を差し引いた員数の105%に55を加えた数を超過しているか 過去3か月間の平均利用障害児数が定員の105%を超えているか					
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
重度障害児支援加算	施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た施設において、厚生労働省告示に該当する障害児に対し、支援を行った場合に、加算を算定しているか					
	上記加算を算定している場合、強度行動障害支援者養成研修を受講した職員を配置する等、体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た施設において、行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合に加算しているか					
重度重複障害児加算	重複障害児に該当する障害児に対し、支援を行った場合に、加算しているか					
強度行動障害児特別支援加算【R3.4.1～】	厚生労働省告示に定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た施設において、基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、支援を行った場合に、加算しているか。 さらに加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について加算しているか				【R3.4.1～】福祉型のみでなく、医療型でも算定可能に変更。	
乳幼児加算	乳幼児である肢体不自由児に対して、支援を行った場合に、加算しているか				重症心身障害児は算定不可	
心理担当職員配置加算	厚生労働省告示に定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た施設において、支援を行った場合に、加算しているか				強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は加算しない	
自活訓練加算（I）	個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、厚生労働省告示に定める施設基準に適合するものとして県に届け出た施設において、基自活に必要な訓練を行った場合に、当該障害児1人につき、加算をしているか。					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
自活訓練加算（Ⅱ）	自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、加算をしているか					
自活訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通	同一の障害児について、同一の給付決定期間中に6月間（180日）を1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあつては2回）を限度として加算しているか【～R3.3.31】 同一の給付決定期間中に12月間（360日）の範囲内で提供しているか。【R3.4.1～】					
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤直接処遇職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか					加算届 従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤直接処遇職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか					加算届 従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか					加算届 職員配置
	常勤直接処遇職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか					
保育職員加配加算	入所基準に定める員数の従業員に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置をしているか					
地域移行加算	障害児の退所に先立って、児童に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該児童が退所後生活をする居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に対して退所後の障害児の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回、退所後1回を限度として加算しているか				退所後の加算算定は30日以内 退所後の他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない	
小規模グループケア加算	厚生労働省告示に定める施設基準に適合するものとして県に届け出た施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると認められた障害児に対し、支援を行った場合に、当該障害児1人につき加算をしているか。				設備要件：居室、居間・食堂等の台所、浴室、便所等 （【R3.4.1～】「浴室」、R3.4.1～「台所」、「浴室」、「便所」につき、設置なしでも可とする場合あり）	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
ソーシャルワーカー配置加算【R3.4.1～】	地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー（①社会福祉士②障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に5年以上従事した経験を有する者）を専任で配置し、支援を行っているか。					
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

福祉・介護職員処遇改善加算

加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・特別・特定Ⅰ・特定Ⅱ)

事業所名 _____

点検項目	点検事項	点検欄	確認欄
【共通】	① 福祉・介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている	点検事項に適合	
	② 加算の算定額に相当する賃金改善を実施	点検事項に適合	
	③ 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、届出をしている	周知かつ届出	
	④ 事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を報告している ア 福祉・介護職員以外を対象に含めていない イ 加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している ウ 賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している	実績報告書の数字と一致 ・国保連の加算額通知書 ・賃金改善額明細書 ・賃金台帳等	
	⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	なし あり	
	⑥ 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている	該当 非該当	
	変更事由に該当する場合に「変更届」を提出している	提出 該当なし	
	事業継続のため賃金水準を引き下げる特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた	提出 該当なし	
	Ⅰ ⑦-1から⑦-3及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	Ⅱ ⑦-1から⑦-2及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
Ⅲ ⑦-1または⑦-2及び⑧'に適合する	点検事項に適合		
Ⅳ ⑦-1、⑦-2または⑧'のいずれかに適合する	点検事項に適合		
Ⅴ 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特別 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特定Ⅰ aとbとcに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている c 福祉専門職員配置等加算を算定している	点検事項に適合		
特定Ⅱ aとbに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている	点検事項に適合		
⑦-1 【キャリアパス要件Ⅰ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた、任用要件（賃金に関するもの含む）及び賃金体系を定めている b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	a 任用要件と賃金体系を定めている b 書面作成及び周知している	就業規則等の根拠規定	
⑦-2 【キャリアパス要件Ⅱ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと イ 資格取得のための支援を実施すること b aについて、全ての福祉・介護職員に周知している	a 計画策定、研修実施（機会確保と能力評価又は支援実施） b 周知している	計画等の文書 研修等の記録	
⑦-3 【キャリアパス要件Ⅲ】（処遇改善加算Ⅰ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する仕組み ア 経験に応じて（勤続年数や経験年数等）昇給する仕組み イ 資格等に応じて昇給する仕組み ウ 一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組み（客観的な評価基準や昇給条件が名文化されていることが必要） b aの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している	a 昇給の仕組み又は定期昇給の仕組みがある b 周知している	就業規則等の仕組みを規定した文書（就業規則、給与規定等）	
【個別】			

⑧	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ） 平成27年4月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	
⑧'	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅲ、Ⅳ） 平成20年10月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	